

斯波義将施行状

【原文】

第 六条八幡宮領摂津国山田庄堺

壹 限東野香 限西柱上
限北奈呉町 限南大津野木 事早任去十一日御

号 印 下知可被沙汰付之由所被仰下也

仍執達如件

明治八年二月十七日閣

中解部嶋田政邦(印)

応永五年四月十五日沙弥(花押)

明治八年十月八日

大阪上等裁判所

三等判事松本暢閣(印)

細河右京大夫殿

【読み下し】

ろくじようはちまんぐう せつつのくにやまだのしよう
六条八幡宮領摂津国山田庄堺

東は野香を限る、西は柱上を限る、
北は奈呉町を限る、南は大津野木を限る、 の事、

早く去る十一日の御下知に任

せ、沙汰付けらるべきの由、

おお 仰せ下さる所也、仍って執達

くだん ごと 件の如し、

応永五年四月十五日 沙弥(花押)

細河右京大夫殿

【現代語訳】

六条八幡宮領の摂津国山田庄の境界（東は野香を限る、西は柱上を限る、北は奈具町を限る、南は大津野木を限る）の事、早く、去る十一日の（將軍足利義満の）ご命令のとおり、執行せよとの仰せがあった。よって通達するところは以上のおりである。

応永五年四月十五日

(細川満元)

細河右京大夫殿

(斯波義将)

沙弥(花押)